

昭和五十二年政令第百五十二号

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行令

内閣は、揮発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

五十年法律第八十八号。以下「法」という。）第十七条の十六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

法第三条、第四条第一項、第五条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第三項、第九条、第十二条、第十四条第二項、第十六条の二第二項並びに第十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、給油所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

法第十二条の二、第十二条の三第一項、第十一条の四（法第十二条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の五（法第十二条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の六第一項及び第三項並びに第十二条の八（法第十二条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の九、第十二条の十第一項、第十二条の十一（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十二（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十三第一項及び第三項並びに第十二条の十五において準用する法第七条第二項、第九条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定加工して揮発油を生産する場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該場所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

法第十二条の九、第十二条の十第一項、第十二条の十一（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十二（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十三第一項及び第三項並びに第十二条の十五において準用する法第七条第二項、第九条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定加工して軽油を生産する場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者は、当該場所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

法第十二条の九、第十二条の十第一項、第十二条の十一（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十二（法第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の十三第一項及び第三項並びに第十二条の十五において準用する法第七条第二項、第九条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十七条違反した販売業者が事業を行ふ二（法第十七条の二第二項の規定による場合を含む。）

当該違反に係る給油所その他の事業場の所在地

二項及び第十七条の二（法第十七条の二第二項及び第十七条の九第二項及び第十七条の十一第一項の規定による場合を含む。）

六第三項から第十五項まで（法第十七条の七第二項及び第十七条の九第二項及び第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

六第三項から第十五項及び第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

六第三項から第十五項及び第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

六第三項から第十五項及び第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

二 法第十七条違反に係る事業者の主たる事務所の所在地

灯油輸入業者、重油輸入業者、法第十七条の四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（これらの規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場の所在地

登録分析機関の事務所又は事業所の所在地

一 法第十七条の四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（これらの規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場の所在地

（施行期日）附則（平成二年五月三一日政令第二（施行期日）抄

一 法第十七条の四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（これらの規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場の所在地

（施行期日）附則（平成二年六月七日政令第三（施行期日）抄

一 法第十七条の四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（これらの規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場の所在地

（施行期日）附則（平成一五年八月一日政令第三（施行期日）抄

一 法第十七条の四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（これらの規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場の所在地

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（平成七年九月二九日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年五月三一日政令第二（施行期日）抄

1 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一五年八月一日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成十一年八月二十八日から施行する。

附則（平成一五年一月二日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一五年二月一七日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成十三年八月一日から施行する。

附則（平成一六年六月一六日政令第二（施行期日）抄

1 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一六年八月二十八日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成二十一年二月二十五日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二四日政令第三（施行期日）抄

1 この政令は、平成二十一年二月二十五日から施行する。